

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和3年(2021年)3月20日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) * 「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】区分所有建物の管理組合法人の役員立候補者として選出されるためには理事会の承認を必要とする旨の管理規約変更後に理事 Y らが区分所有者 X らの立候補を承認せず立候補を妨害したとして X らが損害賠償を求めた事案。原審は X らの請求を棄却、本判決も Y らの過失を認めず控訴を棄却(平成 31 年 4 月 17 日東京高裁)

【2】X 所有のビルの地下駐車場出入口の自動シャッターが進入してきた Y 所有のトラックに接触。X はシャッターの工事代金を請求、Y は反訴としてトラックの修理代を請求した事案。本判決は Y70%、X30%の過失割合でそれぞれの損害賠償請求につき過失相殺し請求を一部認容(令和 1 年 11 月 28 日東京地裁)

【3】Y3 市が設置管理する中学校の 2 年生 X は、同級生 Y1 の振り回した水筒で目を負傷し視力が低下する事故に遭った。X は Y1、Y1 の母親 Y2 及び Y3 市に対し合計約 1813 万円の損害賠償を求めたところ、本判決は Y1 の責任のみ認め 1011 万円の限度で損害賠償請求を認めた(令和 2 年 5 月 22 日高松地裁)

【4】金融機関の預金口座等につき犯罪利用預金口座等の疑いがあると合理的に判断できる限り、当該金融機関は当該口座に係る取引停止等の措置を講ずる法的義務を負い、当該預金口座等の預金者等からの払戻請求を拒絶できるとした事例(令和 2 年 8 月 6 日東京地裁)

【5】X は、あおり運転し傷害事件を起こした車に同乗していた女性とは別人であったが、Y は X が当該女性である旨のツイート引用しその拡散を求め、顔写真を公表する等した。X は Y に名誉棄損等を理由に慰謝料等を求めるところ本判決は Y に 33 万円の支払を命じた(令和 2 年 8 月 17 日東京地裁)

(商事法)

【6】X は Y が対象会社の全株式の買受契約でクロージング義務に応じなかったため Y に売買代金と引換に株券を交付するよう求めるとともに弁護士費用相当額の損害賠償を請求、一方 Y は X に立替金相当額の支払いを求めて反訴を提起。本判決は X の請求を是認、Y の請求を排斥した(令和 2 年 3 月 19 日東京地裁)

(知的財産)

【7】コンタクトレンズ販売店 Y の販売宣伝用チラシが X のチラシに依拠して作成されており X の著作権及び著作者人格権を侵害するとして X が損害賠償等を請求した事案。原審は X のチラシの創作性を否定して請求を棄却、控訴審においても同じ判断で控訴を棄却した(令和 1 年 7 月 25 日大阪高裁)

【8】魚図形部分と「宅配専門」、「寿司ざんまい」の文字からなる原告の商標が、「つきじ喜代村」、「すしざんまい」及び「SUSHIZANMAI」の文字からなる商標を有する被告の請求で無効審決されたため、原告がその取消しを求め提訴したが、原告の請求が棄却された事例(令和 3 年 2 月 9 日知財高裁)

【9】原告は「旬」1 文字の本願漢字部分と、「JAPAN」「SHuN」の欧文字の本願欧文字部分が配置された結合商標につき商標登録出願をし、拒絶査定を受けたことに対する不服審判請求が特許庁により不成立とされたため、原告が取消を求めて本件訴えを提起したところ原告請求が棄却された事例(令和 3 年 2 月 22 日知財高裁)

【10】実施可能要件を欠くとした特許無効審決の取消訴訟であって、構成要件 G の「エプロン跳ね上げに要する力はエプロン角度が増加する所定角度範囲内において徐々に減少」するとの構成を実施するために当業者は過度の試行錯誤を要しないとして審決を取消した事例(令和 3 年 2 月 24 日知財高裁)

【11】発明の名称を「ベッド等におけるフレーム構造」とする発明に係る特許無効審判請求の不成立審決の取消訴訟であって、製品 1 発明に基づく本件発明の進歩性判断に誤りがある(製品 1 発明から本件発明を容易に想到することができる)として審決を取消した事例(令和 3 年 2 月 25 日知財高裁)

(民事手続)

【12】担保不動産競売の手続において、最高価買受申出人が受けた売却許可決定に対し他の買受申出人は、特段の事情のない限り、民事執行法 71 条 4 号イに掲げる売却不許可事由を主張して執行抗告をすることはできないと解するのが相当と判示(令和 2 年 9 月 2 日最高裁)

【13】前訴判決の成立過程に関与した者の不法行為を理由に確定判決に矛盾する損害賠償を無制限に認めるなら確定判決に不服があれば同一の訴訟物に対する判断を繰返し求めうることになり、法的安定性を考慮しても容認し得ない特別の事情がない限り許されないと判示(令和 2 年 5 月 19 日山口地裁下関支部)

【14】持続化給付金を受給した個人事業者が、当該持続化給付金が入金された直後の預金口座に係る貯金債権を差し押さえられたため、当該持続化給付金相当部分について差押禁止債権の範囲変更の申立てをし、同請求が認容された事例(令和 2 年 11 月 19 日神戸地裁伊丹支部)

(刑事法)

【15】1 審で死刑判決を受け控訴した後、控訴取下をした被告人が、控訴取下は無効として控訴審の審理続行を求め、控訴審が事実の取調べをした上で訴訟手続を再開・続行する旨を決定したため、検察官が最高裁に対して特別抗告を申立てたところ、同抗告が不適法とされた(令和 2 年 2 月 25 日最高裁)

【16】長女である被害児(当時 9 歳)を繰り返し虐待し、同児をケトアシドーシスに基づくショック若しくは致死性不整脈又は溺水により死亡させたことにより原審は被告人を懲役 16 年に処したことにつき、被告弁護人は量刑不当等を主張し控訴したが控訴が棄却された事案(令和 3 年 3 月 4 日東京高裁)

【17】別件で警察署に任意同行された被告人が、警察官に虚偽の事実を告げられ取調終了後も長時間留め置かれ尿から覚醒剤が検出されたとして起訴された事案で、留置きの違法の程度は令状主義の精神を没却するものとして証拠能力を否定し無罪を言い渡した(令和 1 年 11 月 20 日横浜地裁)

(公法)

【18】市長が都市公園内の国公有地上に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為が憲法 20 条 3 項に違反するとされた事例(令和 3 年 2 月 24 日最高裁)

【19】X(栃木県)が Y(国)から補助金等を交付された後、Y から当該補助金相当額の納付命令を受け、同金員を Y に支払ったが納付命令は無効として Y に対し返納金等の返還を求めたところ、納付は適法として X の請求が棄却された事例(令和 3 年 3 月 2 日最高裁)

【20】法人税法施行令 2 3 条 1 項 3 号の資本の払戻しがされた場合の直前払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部分は、減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、違法なものであり無効と判示した(令和 3 年 3 月 11 日最高裁)

【21】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 36 条の 6 第 1 項及び 3 項は、憲法 22 条 1 項に違反しないと判示(令和 3 年 3 月 18 日最高裁)

(社会法)

【22】被告人らは D 社が配信する視聴制限プログラム G が組み込まれた電子書籍の映像に対し、不正の利益を得る目的で G を無効化するプログラム F3 を顧客のパソコンにダウンロードさせて提供した事案で、F3 を提供した被告人らの行為は不正競争に当たると判示(令和 3 年 3 月 1 日最高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 東京高判平成 31 年 4 月 17 日 判例時報 2468・2469 合併号 5 頁

平成 30 年(ネ)第 4039 号 損害賠償請求控訴事件 控訴棄却(上告・上告受理申立て<上告棄却・不受理>)

本件は、区分所有建物の区分所有者 X らが、管理組合法人の理事であった Y らに対し、Y らが X らを管理組合法人の理事又は監事(=役員)の立候補者として承認しない旨理事会決定をしたことにより、第 36 期の役員への立候補権が侵害されたとして、共同不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。原審は、X らの請求をいずれも棄却した。なお、管理規約では、役員は総会で選任することとされていたが、第 35 期臨時総会の総会決議により、立候補者として選出されるためには理事会承認を必要とする旨の条項(=改正条項)が新設されていた。

本判決は、管理規約は、区分所有者間の利害の衡平が図られるように定めなければならない、成年被後見人等やこれに準ずる者のように客観的に理事としての適格性に欠ける者について承認しないことができるという趣旨の限度で有効であり、本件では X らに理事としての適格性を欠いていたと認めるに足りる証拠はないから違法であるとしたが、Y らは、総会の決議により承認された改正条項に従って理事会を運営すべき義務を負っており、改正条項には承認するか否かの基準について明示されておらず、理事会の裁量を制限するような定めはなく、理事会決定の時点では、改正条項の趣旨が裁判等によって明らかにされていたものではない等から明らかな欠格事由が存在する場合でなくとも承認しないことができると考えたことについて Y らに過失があるということとはできないとして控訴を棄却した。

(2) 東京地判令和元年 11 月 28 日 判例時報 2467 号 61 頁

平成 28 年(ワ)第 33110 号、平成 29 年(ワ)第 18591 号 損害賠償請求、損害賠償請求反訴事件(本訴一部認容・一部棄却、反訴一部認容・一部棄却(控訴))

X 所有のビルの地下駐車場出入口に Y 所有のトラックが進入する際、自動で降下していた出入口のシャッターにトラックが接触した交通事故について、本訴として、X がトラック運転手の使用者 Y に対し、シャッター工事代金等の損害賠償請求を行い、反訴として、Y が X に対し、トラックの修理費等の損害賠償請求を行った。

本判決は、トラックの運転手に関しては、シャッターの降下予告ブザーに気づくことができた等として過失を認め、他方、X の従業員に関しては、アナウンス装置等のシャッター降下を明瞭に知らせる警告装置を別途設置するか、出入口付近で車両に一旦停止を求めるなどしてセンサーによる降下停止措置を有効にするべき注意義務があったのにこれを怠ったとして、過失を認め、過失割合を Y70%、X30%とし、XY それぞれの損害賠償請求について、過失相殺をした上で一部認容の判決を言い渡した。

(3) 高松地判令和 2 年 5 月 22 日 判例時報 2467 号 107 頁

平成 30 年(ワ)第 182 号 損害賠償請求(一部認容、一部棄却(控訴、和解(確定)))

Y3 市が設置管理する中学校に通っていた中学 2 年生の X が、同級生 Y1 の振り回していた水筒が X の目に当たり負傷し、視力が低下するという事故が発生した。X は、Y1、Y1 の母親 Y2 及び Y3 に対し、合計約 1813 万円の損害賠償を求めた。

本判決は、Y1 の責任能力及び過失を認め、Y1 に責任能力がある以上、Y2 は民法 714 条 1 項に基づく監督責任を負わない等として責任を否定し、Y3 についても責任を否定し、Y1 に対し、約 1011 万円の限度で認めた。

(4) 東京地判令和 2 年 8 月 6 日 金法 2156 号 81 頁

令和元年(ワ)第 28054 号 預金債権払戻請求事件(請求棄却)

X は Y 銀行との間で預金契約を締結し、A 支店に X 名義の普通預金口座を有していた。消費者庁が、令和元年 9 月 27 日付で、消費者安全法 38 条 1 項に基づく消費者被害の発生または拡大の防止に資する情報の公表および消費者に対する注意喚起として、X について、特許権を取得した通信機器で収益を得られるなどとうたい、高額の投資をさせる事業者に関する注意喚起をホームページ上に掲載し、同年 10 月 3 日付で、Y に対し、同条 2 項に基づく情報提供として、本件注意喚起の事実および本件預金口座が本件注意喚起に係る消費者被害を生じさせた事業者の口座であるとの内容を記載した通知を送付したことにより、Y は、同月 4 日付で、犯罪利用預金口座等に関する法律 3 条を根拠に本件預金口座の取引停止措置を講じ、X からの本件預金口座内の預金の引出しの求めを拒絶した。

本判決は、金融機関の預金口座等について犯罪利用預金口座等である疑いがあると判断した場合には、その判断に合理性がある限り、当該金融機関は、当該口座に係る取引停止等の措置を講ずる法的義務を負い、当該預金口座等の預金者等からの払戻請求を拒絶することができるかと解するのが相当であるところ、消費者庁がしたホームページ上

の注意喚起およびYに対する通知は、上記通知の対象とされたXの預金口座が犯罪利用預金口座等であるとの疑いを持つことに合理性がある内容であり、上記通知等の記載内容を信用することには十分な合理性があるから、Yは、上記口座に係る預金の払戻しを拒絶することができると判示した上、本件注意喚起が消費者庁の事実誤認に基づくものであるとのXの主張について証拠等の検討を加え、本件預金口座が振り込め詐欺救済法2条4項の犯罪利用預金口座等であるとのYの疑いは今なお合理的であると判断してXの上記主張を排斥し、Xの請求を棄却した。

(5) 東京地判令和2年8月17日 判例タイムズ1480号246頁

令和元年(ワ)第29268号 損害賠償請求事件(一部認容, 確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/695/089695_hanrei.pdf

あおり運転に伴う暴行傷害事件(本件事件)に関連し、Xはあおり運転をした自動車に同乗していた女性とは別人であるにもかかわらず、Xが当該女性である旨のツイート(本件元ツイート)がなされ、Yはそのツイートを引用して拡散するよう求めるとともに、「同乗の女も見つけたようです。」とのコメントを付してフェイスブック上に記事(本件記事)を投稿した。そこでXがYの当該行為が名誉毀損に当たるとして、慰謝料100万円及び弁護士費用10万円の合計110万円の支払を求めた。本判決は、本件事件の際に被疑者の運転する自動車に同乗していた女性がXである旨の元ツイートが引用され、「同乗の女も見つけたようです。」「早く逮捕されるよう拡散お願いします。」との記載及びXの顔写真が掲載されているから、本件記事は、Xが本件事件の際に被疑者の運転する自動車に同乗していた等の事実を摘示すると通常理解されるものと認められ、これを覆すに足りる証拠はないため、Xの社会的評価を低下させるものと認められるとし、Yに対し、33万円の支払いを命じた(慰謝料30万円、弁護士費用3万円)。

【商事法】

(6) 東京地判令和2年3月19日 金法2157号68頁

平成30年(ワ9)第29565号 株券引渡等本訴請求事件, 令和元年(ワ)第12600号 譲渡債権支払反訴請求事件(本訴請求認容, 反訴請求棄却)

XとYは、XがYから、対象会社の全株式を買い受けることを内容とする契約を締結し、(1)Xが、本件株式譲渡契約に基づきクロージング日以前に遵守すべき義務に重要な点において違反していないこと、(2)本件株式の買収資金の調達に関連して行われる措置が、対象会社グループと対象会社の取引銀行との融資契約において期限の利益の喪失事由等に該当する旨の通知が、取引銀行から対象会社グループに対してなされていないこと等をYのクロージング義務の前提条件とすることを合意した。

しかし、Yが本件株式譲渡契約のクロージングに応じなかったため、Xは、Yに対し、本件株式譲渡契約に基づき、Xから売買代金の支払を受けるのと引換えに株券等を交付するよう求め、また、Yが本件株式譲渡契約のクロージングに応じなかったことによりXに生じた弁護士費用相当額174万6922円の損害の賠償を求めて本訴を提起した。

他方、Yは、Xが対象会社の子会社との間で、本件株式譲渡契約のクロージングが実現しなかった場合、Xが、対象会社の子会社の取引銀行に対して一定額の手数料を支払う義務を負う旨合意していたところ、本件株式譲渡契約がXの債務不履行により実現しなかったにもかかわらず、Xが上記手数料を支払わず、対象会社の子会社が上記手数料を立替払いしたから、対象会社の子会社がXに対して上記手数料相当額の立替金の支払請求権を取得し、Yが同債権を譲り受けたと主張して、Xに対し、立替金相当額1131万2784円の支払等を求める反訴を提起した。

本判決は、取引実行条件の充足の有無をYが争った点につき、義務遵守条件について、本件株式譲渡契約がXおよびYの双方の代理人弁護士の間で、契約書のドラフトの修正が重ねられた上で締結されたにもかかわらず、本件株式譲渡契約の契約書に買収資金事前準備義務に関する条項が存在しないこと等に照らし、本件株式譲渡契約において、Xが買収資金事前準備義務を負っていたとは認められないとした。また、Yが争った通知不存在条件については、取引銀行からの通知が行われた事実をYが主張・立証すべきと解するのが相当であるとした上で、同通知が行われたと認めるに足りる証拠がないとして、Yの取引実行条件は充足されているとした。

さらに、本判決は、本件株式譲渡契約の錯誤無効をYが主張したことにつき、本件株式譲渡契約が、上記の契約締結の経緯に照らし、双方が契約を締結するに至る動機に関する事情は、本件株式譲渡契約書に定める表明保証条項等の内容に集約されていると考えるのが自然であるなどとして、Xの資金力に関してYに錯誤があったとは認められないとした。また、本判決は、Yの義務違反によりXに生じた合理的な額の弁護士費用の損害賠償義務をYが負う旨が合意されているという事実関係を前提に、Yのクロージング義務違反によりXに生じた弁護士費用相当額等の損害賠償義務を認めた。他方、Yの本件反訴については、本件株式譲渡契約がクロージングできなかつたのはYの債務不履行が原因であることを前提として、XにY主張の立替金相当額の支払義務が生じないとして、Yの主張を排斥した。

【知的財産】

(7) 大阪高判令和元年 7 月 25 日 判例時報 2467 号 116 頁

平成 31 年(ネ)第 500 号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(確定))

X(原審原告・控訴人)は、Y(原審被告・被控訴人)からコンタクトレンズ販売店の運営を委託されていた。運営委託契約終了後、Y はコンタクトレンズ販売店を開店したところ、X は、Y の配布しているチラシは、X が販売宣伝のために作成・配布していたチラシに依拠して作成されたものであり、X の著作権(複製権及び翻案権)及び著作者人格権(氏名表示権及び同一性保持権)を侵害するとして、不法行為に基づく損害賠償等を請求した。

原審はチラシに使用されている宣伝文句、マトリックス表形式はありふれたものにすぎず、宣伝文句もビジネスモデルの方針や背景をそのまま記述したにすぎない等として、創作性を否定して、X の請求をいずれも棄却した。本判決は、原審の判断を引用した上で控訴を棄却した。

(8) 知財高判令和 3 年 2 月 9 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10108 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/016/090016_hanrei.pdf

原告は、魚図形部分と、「宅配専門」の文字からなる上段文字部分と、「寿司ざんまい」の文字からなる下段文字部分を配した商標(本件商標)の商標権者であり、「つきじ喜代村」、「すしざんまい」及び「SUSHIZANMAI」との文字を横書きで、上下 3 段に記載した商標(引用商標)を有する被告が、本件商標について無効審判を請求したところ、特許庁が、本件商標の登録を無効とするとの審決(本件審決)をしたので、原告が、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

本件商標の上段文字部分「宅配専門」、下段文字部分「寿司ざんまい」及び魚図形部分は、外観上、それぞれ独立し、明確に区別でき、これらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分に結合していると認められない。そして、本件商標においては、下段文字部分「寿司ざんまい」が、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える部分というべきであり、下段文字部分を要部として抽出し、引用商標との類否を判断することができる。

この点、原告は、下段文字部分の「寿司ざんまい」からは、「一心不乱に寿司を食するさま」という記述的な観念が生じるにすぎないから、下段文字部分は、商標法 3 条 1 項 3 号の商標であり、自他商品識別機能はないと主張する。確かに、「ざんまい」には「一心不乱に事をするさま。」などの意味があることから、下段文字部分からは、上記の観念が生じ得るが、同観念は、本件商標の指定商品である「すし」の産地等を意味するものではなく、同号が定める「産地」等を普通に用いられる方法で表示するものとはいえないから、下段文字部分に上記の観念が生じることを理由として、下段文字部分に自他商品識別機能がないということとはできない。したがって、原告の上記主張は理由がない。

前記のとおり、本件商標と引用商標の類否の判断に当たっては、本件商標については、下段文字部分(「寿司ざんまい」)を要部として抽出することができ、引用商標については、「すしざんまい」の文字部分を要部として抽出することができる。そして、本件商標と引用商標とは、その要部において、称呼及び観念が同一であり、外観も「ざんまい」の文字を含んでいる点で共通していることからすると、両商標は類似しているというべきである。また、本件商標と引用商標とは、「すし」という指定商品において同一である。

以上によると、本件商標は引用商標とは互いに相紛れるおそれのある類似の商標であり、本件商標の指定商品と引用商標の指定商品は、同一又は類似の商品であり、商標法 4 条 1 項 11 号の商標に当たるから、これと同旨の本件審決に誤りはなく、原告主張の審決取消事由は理由がない、として原告の請求は棄却された。

(9) 知財高判令和 3 年 2 月 22 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10104 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/044/090044_hanrei.pdf

原告は、「旬」の漢字 1 文字からなる本願漢字部分と、「JAPAN」「SHuN」の欧文字からなる本願欧文字部分が配置された結合商標(本願商標)について、商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたことから不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が本件審決の取消しを求めて、本件訴えを提起した事案。

本件審決の理由は、本願商標は引用商標と類似する商標であり、かつ、本願商標の指定商品は引用商標の指定役務と類似するから、本願商標は、商標法 4 条 1 項 11 号に該当し、商標登録を受けることができないというものであった。引用商標は、「旬」、「市場 365」、「SYUN RAKU ZEN」の文字が、それぞれ描かれた結合商標である。

原告は、引用商標につき、「旬」の文字はそれほど強い識別力を有しない一方で、「市場 365」及び「SYUN RAKU ZEN」の各文字は「旬」の文字と比べて外観上の印象が弱いとは必ずしもいえない上、全体が統一感及び一体感をもって描

かれているから、全体を一体として観察すべきである旨主張する。しかしながら、引用商標の「旬」の文字は、大きく描かれており、他の文字の大きさをはるかに上回っている。そうすると、引用商標全体の構成を考慮しても、「旬」の文字は、「市場 365」及び「SYUN RAKU ZEN」の各文字と比べて外観上の印象が極めて強いというべきである。また、本件においては、引用商標から「旬」の文字部分を抽出し、同部分のみを他人の商標と比較して類否を判断することが許されるというべきである。したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

そして、本願漢字部分及び引用商標の「旬」の文字は、外観上相紛らわしいものである上、同一の称呼及び観念が生じるから、それぞれの外観、称呼及び観念等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すると、誤認混同のおそれがある程度に類似するものであるというべきである。

したがって、本願商標及び引用商標は、商標法 4 条 1 項 11 号の「類似する商標」に当たるものと認められる、として原告の請求は棄却された。

(10) 知財高判令和 3 年 2 月 24 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10049 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/045/090045_hanrei.pdf

名称を「作業機」とする発明に係る特許について実施可能要件を欠くとした特許無効審決の取消訴訟であって、構成要件 G の「エプロンを跳ね上げるのに要する力は、エプロン角度が増加する所定角度範囲内において徐々に減少」するとの構成を実施するために、当業者は過度の試行錯誤を要しないとして、審決を取り消した事案。

式中の各項目のうち、 θ 以外の項目を適宜設定し、 F_s が、 θ が増加する所定角度範囲内において徐々に減少するような構成を実現することにより、構成要件 G における「エプロンを跳ね上げるのに要する力は、エプロン角度が増加する所定角度範囲内において徐々に減少」するとの構成は実現されるものと認められるところ、式中の各項目のうち、 θ 以外の項は複数存在することから、それらについて適切な数値の組合せを見出して本件発明に係る作業機を作成して本件発明を実施するために過度な試行錯誤を要するかを検討することが必要となる。

この点に関し、原告は、各支点の基本的な位置関係に基づき、構成要件 G の「エプロンを跳ね上げるのに要する力」と「エプロン角度」の変化曲線をシミュレーションし、エプロンを跳ね上げるのに要する力が、一般的な作業者が感じる程度に徐々に減少したものと認められるという結果を得ており、これらのシミュレーションにより、構成要件 G の実施が可能であることが立証されたものと認められる。

これらのシミュレーションは、コンピュータを用いたものと推認されるが、その実施が特に困難であったとは認められず、上記の結果を得るために過度の試行錯誤が必要であったことを窺わせる事情はない。

したがって、式中の各項目のうち、 θ 以外の項目について適切な数値の組合せを見出して本件発明に係る作業機を作成して構成要件 G の「エプロンを跳ね上げるのに要する力は、エプロン角度が増加する所定角度範囲内において徐々に減少」するとの構成を実施するために、当業者は過度の試行錯誤を要しないものと認められるから、本件審決が過度の試行錯誤を要するものと判断したことは誤りである。

(11) 知財高判令和 3 年 2 月 25 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10058 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/090/090090_hanrei.pdf

発明の名称を「ベッド等におけるフレーム構造」とする発明に係る特許無効審判請求の不成立審決の取消訴訟であって、製品 1 発明に基づく本件発明の進歩性判断に誤りがある(製品 1 発明から本件発明を容易に想到することができる)として、審決を取り消した事案。

本件特許の出願時には、手術台のテーブルトップは、患者の身長に応じた長さとするのが望まれており、医療機関において、テーブルトップの長さを調整できる手術台の要望があったこと、その要望に応えるために、各種の大きさのコンポーネントを組み合わせて、適宜の長さのテーブルトップとする手術台が販売されており、また、小児外科においては、長さが可変の手術台が一定程度普及していたことが認められる。

甲 4 には、足板、座板、背板の配置とした上で、患者の上半身側に位置する足板を背板(短)に交換した配置が記載されており、患者の身長が高く、同配置では、患者の踵がはみ出す場合について、「1002.73 の頭板を足の先につけて長くする」との記載があり、同記載からすると、製品 1 発明③の実施態様として、長身の患者に対応するために、「置き換え」ではないものの、足側の背板の先に頭板を付け加えることは行われていたものと認められる。

製品 1 発明においては、患者の頭部側から順に、①背板、座板、足板の組合せ、②背板(短)、座板、背板の組合せ、③背板(短)、座板、足板の組合せを適宜選択し、各組合せによるテーブルトップとし、また、④各種頭板、背板、座板、足板の組合せ、⑤各種頭板、背板(短)、座板、背板の組合せ、⑥各種頭板、背板(短)、座板、足板の組合せを適宜選択し、各組合

せによるテーブルトップとすることが可能であり、上記①の組合せを上記②の組合せに変更することや上記②の組合せを上記③の組合せに変更すること、上記④の組合せを上記⑤の組合せに変更することや上記⑤の組合せを上記⑥の組合せに変更することも可能であるところ、甲1, 2, 4及び5には、これらの組合せを禁止したり、推奨しない旨の記載もなく、かえって、甲2には、「マッケ手術台システム 1120 は、モジュール方式でデザインされ」、「広く世界的に採用されている非常にフレキシブルなモジュール方式の手術台システムです。」との記載がある。

そして、製品1において、患者の背が高い場合には、足側の背板の先に頭板を付け加える使用方法が行われていたことからすると、手術台のテーブルトップを患者の身長に応じた長さとするのが望まれており、その要望に応えるために各種のコンポーネントを組み合わせるなどが行われていることを知る当業者は、製品1発明において、患者の身長に対応させるために各種モジュールを取り換えて手術台を患者の身長に対応したものとすることを容易に想到することができたものと認められる。

【民事手続】

(12) 最二決令和2年9月2日 判例タイムズ1480号130頁

令和2年(ク)第275号, 令和2年(許)第11号 売却許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する特別抗告及び許可抗告事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/687/089687_hanrei.pdf

担保不動産競売事件の期間入札において、最高価買受申出人と定められたAに次いで高額の買受けの申出をしたXが、AはXとの間で本件不動産の競落による所有権移転登記を停止条件とする売買契約を締結し、XがAに対し入札予定額の範囲を開示していたところ、AがXに予め告知することなくその予定額を上回る額で入札し、執行官がAに対する売却許可決定をしたことに対し、Aが当該担保不動産競売事件において売却の適正な実施を妨げる行為をした者(民事執行法71条4号イ, 65条1号に)該当すると主張して執行抗告をした事案。

最高裁は、担保不動産競売の手続において、最高価買受申出人が受けた売却許可決定に対し、他の買受申出人は、特段の事情のない限り、民事執行法71条4号イに掲げる売却不許可事由を主張して執行抗告をすることはできないと解するのが相当であるとして、Xの執行抗告を却下した。

(13) 山口地裁下関支判令和2年5月19日 判例時報2468・2469 合併号160頁

平成31年(ワ)第67号 損害賠償等請求事件(棄却(控訴))

本件は、X1を被害者とする交通事故によりX1及びX2(X1が取締役をつとめる会社)が被った損害賠償を請求する裁判(前訴)においてYが鑑定人として誤った鑑定をしたために、裁判所の正しい判断を受けられずに損害を被ったと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償として前訴でXの請求が棄却された部分について賠償を求めた事案である。Yは、再審の方法によらず確定判決に対する不服申立てをするもので、民訴法の定めを逸脱するもので訴えの利益がなく不適法であるとして争った。

本判決は、本件訴えは、確定判決に対する不服申立てを再審に限定する民訴法の立法趣旨に抵触する部分が有るとしながらも、前訴とは当事者が異なることから訴えの利益がないということとはできないとしたが、前訴の判決の成立過程に関与した者の不法行為を理由として、確定判決の既判力ある判断と実質的に矛盾する損害賠償を無制限に認めるとすれば、裁判所の確定判決に不服のある者は、判決成立過程に関与した者に対して責任を追及する方法でYを交換することにより、同一の訴訟物に対する判断を繰り返し求め得ることになり、再審制度を無意義なものとしてしまうから、このような後訴は、再審に関する民訴法338条2項所定の事由に準ずるような場合か、Yの行為が著しく正義に反し、確定判決の既判力による法的安定性の要請を考慮しても容認し得ないような特別の事情がある場合に限って許されるとし、本件ではそのような事情は認められないとしてXの請求を棄却した。

(14) 神戸地裁伊丹支決令和2年11月19日 金法2157号63頁

令和2年(フ)第4号 差押禁止債権の範囲変更(差押命令取消)申立事件(申立認容, 債権差押命令一部取消, 確定)

本件は、持続化給付金を受給した個人事業者が、当該持続化給付金が入金された直後の預金口座に係る貯金債権を差し押さえられたため、当該持続化給付金相当部分について差押禁止債権の範囲変更の申立てとして債権差押命令の一部取消しを求めた事案である。

本決定は、持続化給付金は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響を受けている中小企業等、個人事業者等に対して事業の継続を支え再起の糧とするために贈与される金員であるから、当該中小企業等、個人事業者等が現実には確保することが予定されており、その給付を受ける権利は性質上の差押禁止債権に当たるとした上、持続化給付金が振り込まれた結果、貯金債権に転化していても、その原資が持続化給付金の給付を受ける権利であることが認められ、

ほかに事業継続を支える財産や手段があること等その他取消しを不当とする特段の事情がない限り、当該貯金債権を目的とする債権差押命令に対する差押禁止債権の範囲変更が認められると判示した。

【刑事法】

(15) 最三決令和2年2月25日 判例タイムズ1480号151頁

令和元年(し)第807号 控訴取下げの効力に関する決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/269/089269_hanrei.pdf

殺人被告事件について1審で死刑判決を受けて控訴した後、控訴取下げをした被告人が、控訴取下げは無効であるとして控訴審の審理続行を求めたところ、控訴審が、事実の取調べをした上で、控訴取下げを無効と認め訴訟手続きを再開・続行する旨を決定したため、検察官が、高裁に対して即時抗告に代わる異議申立てをするとともに、最高裁に対して特別抗告を申立てた事案。

本決定は、高等裁判所がした控訴取下げを無効と認め訴訟手続きを再開・続行する旨の決定に対しては、その決定の性質に照らして、これに不服のある者は、3日以内にその高等裁判所に異議の申立てをすることができるものと解するのが相当である(刑訴法428条2項,3項,422条参照)から、原決定は、刑訴法433条1項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」に当たらないとして、本件特別抗告は不適法である旨を判断した。

(16) 東京高判令和3年3月4日 裁判所HP

令和2年(う)第827号 傷害,傷害致死,暴行,強要被告事件(控訴棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/114/090114_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、その長女である被害児(当時9歳)に対し、①その頭部を手で殴るなどの暴行を加え、②被害児に対し、大便を手を持たせて、携帯電話機の被写体にさせ、③被害児(当時10歳)の両手首をつかんで、身体をひきずった上、身体を引っ張り上げた後に、両手首を離して床に打ち付けさせ、④C(被告人の妻,被害児の母)の胸倉をつかんで顔面を平手で殴り、その身体に馬乗りになり、Cの大腿部を足で蹴る暴行を加え、⑤被害児を脱衣所で立たせ続けるなどし、⑥2日間被害児に食事を与えず、長時間リビングや浴室に立たせ続けた上、被害児に冷水を繰り返して浴びせかけ、うつ伏せの被害児の背中に座り、その両足をつかんで身体をそらせ、これら一連の行為によるケトアシドーシスに基づくショック若しくは致死性不整脈又は溺水により死亡させた。

原判決は、被告人を懲役16年に処した。

(判旨)

1 原判決が証拠として挙示する本件アンケート(「いじめにかんするアンケート小学校低学年用」と題する書面)は証拠能力がある。(刑訴法326条1項)

2 伝聞証言を予定している証人を採用した上、実際に証人がした伝聞証言について被告人の意思確認を行わず、証拠排除決定もしなかったとしても、異議の申立がないまま当該証人に対する尋問が終了した場合は、特段の事情がない限り、黙示の同意があったものとして、証拠能力を有するところ、本件では特段の事情はないから、証言中の被害児の供述を内容とする部分について法326条1項によりその証拠能力は認められる。

3 弁護人は量刑不当の主張をするが、傷害致死の犯行態様は、食事や睡眠を奪い、度々の失禁を余儀なくさせ、人としての自律的な生活をも失わせ、被害児の体力・気力を徹底的に奪いながらストレスを与え続け、暴行をも加えながら衰弱させていったもので、被害児に遺体に認められたケトアシドーシスの状態から、凄惨で陰湿な虐待であったことがわかる。その他の虐待についても、被害児に肉体的苦痛を与えるだけでなく、強い恐怖心を与えるとともに、人格と尊厳をも全否定するものである。被告人は、被害児が児童相談所に一時保護された後も、自らの社会的体裁を取り繕うことばかり優先した。結果が重大である。被告人が虐待行為に及んだ意思決定には酌量の余地はない。以上より、本件は、極めて悪質性が高く、死者一人の傷害致死罪全体の最も重い部類と位置づけられ、被告人に反省の態度はない。よって、原判決の量刑が重すぎて不当であるとはいえず、控訴を棄却する。

(17) 横浜地判令和元年11月20日 判例時報2468・2469 合併号172頁

平成30年(わ)第1747号 覚せい剤取締法違反被告事件(無罪(確定))

本件は、銃刀法違反の嫌疑で警察署に任意同行され取り調べを受けた被告人を取り調べ終了後警察署に留め置いた上、強制採尿令状に基づいて採取した尿から覚せい剤が検出されて発覚した覚せい剤の自己使用の事案である。

本判決は、所持品検査及び任意同行は適法であるが、警察官は、被告人に対し、身元引受人がいなければ帰ることができない旨の虚偽の説明をし、令状を執行するまで3時間余りの間、警察署に被告人を留め置いたのであるから、本

件留め置きは任意捜査としての許容限度を逸脱し違法であるとし、被告人に覚せい剤使用の高度の嫌疑が認められた以上、被告人に対し、警察署に留まるよう説得行為の一環として一定の限度において有形力を行使する等は許容される状況にあったといえるが、警察官らは、説得の手間を省き、真意に基づくことなく警察署に留め置くため、意図的に虚偽の事実を申しむけたと考えられ、その意図は組織的に共有されていたこと等から本件留め置きの違法の程度は令状主義の精神を没却する重大なものであり、採尿手続きは、本件留め置きによってもたらされた状態を直接利用してなされたこと等を理由に採尿手続自体に固有の違法性が認められないことを踏まえても本件鑑定書は重大な違法がある本件留め置きと密接に関連する証拠であるとして証拠能力を否定し、無罪とした。

【公法】

(18) 最大判令和3年2月24日 裁判所 HP

令和元年(行ツ)第222号 固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求事件(破棄自判, 請求認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/039/090039_hanrei.pdf

「本件施設の観光資源等としての意義や歴史的価値を考慮しても、本件免除は、一般人の目から見て、市が参加人の上記活動に係る特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ない」として、市長が都市公園内の国公有地上に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為が憲法20条3項に違反するとされた事例。

(19) 最三判令和3年3月2日 裁判所 HP

令和2年(受)第763号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/061/090061_hanrei.pdf

(裁判要旨)

X(栃木県)が、Y(国)から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)という補助金等を交付された後に、Yから当該補助金相当額の納付命令をうけ、同金員をYに支払ったところ、納付命令は無効であると主張して、Yに対し、返納金等の返還を求める事案において、適正化法22条に基づくものとしてされた財産の処分の承認が同法7条3項による条件に基づいてされたものとして適法であるとされ、Xの請求が棄却された事例。

(理由)

法22条に基づく承認(以下、「22条承認」という。)と法7条3項による交付決定条件に基づく承認(以下、「7条3項承認」という。)は、その目的を共通にする。

また、法22条承認と7条3項承認とは、承認に基づく財産処分によって交付決定が取り消されないこと、補助金を納付する旨の条件(本件附款)を付することができる点で同様であるから、22条承認を7条3項承認とすることは、Xにとって不利益になるものでもない。

さらに、X及び関東農政局長において、仮に法22条に基づいて承認をすることができないという認識であった場合に、7条3項承認の申請及び承認をしなかったであろうことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上に検討したところによれば、本件承認は、法7条3項による本件交付決定条件に基づいてされたものとして適法であるといえることができる。そうすると、本件返納は、本件附款に基づく納付義務の履行としてされたものであるから、法律上の原因を欠くものといえることはできない。

(20) 最一判令和3年3月11日 裁判所 HP

令和元年(行ヒ)第333号 法人税更正処分取消請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/094/090094_hanrei.pdf

1. 利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当はその全体が法人税法(平成27年法律第9号による改正前のもの)24条1項3号に規定する資本の払戻しに該当する。

2. 法人税法施行令(平成27年政令第142号による改正前のもの)23条1項3号の規定のうち資本の払戻しがされた場合の当該払戻し直前の払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部分の法適合性(否定)。

株式対応部分金額の計算方法について定める法人税法施行令23条1項3号の規定のうち、資本の払戻しがされた場合の直前払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部分は、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当につき、減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、法人税法の趣旨に適合するものではなく、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである。

(21) 最一判令和3年3月18日 裁判所 HP

令和元年(行ツ)第179号 要指導医薬品指定差止請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/141/090141_hanrei.pdf

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律36条の6第1項及び3項は、憲法22条1項に違反しないとした判例。

要指導医薬品について薬剤師の対面による販売又は授与を義務付ける規定の合憲性が争われたが、最高裁判所は、不適正な使用による国民の生命、健康に対する侵害を防止し、もって保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止を図ることという規制の目的及び必要性、そして、販売又は授与をする際に、薬剤師が、あらかじめ、要指導医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況等を確認しなければならないとする規制の内容が、使用者に関する最大限の情報を収集した上で、適切な指導を行うとともに指導内容の理解を確実に確認する必要からして相応の合理性があること、かかる規制によって職業選択の自由そのものに制限を加えるものであるとはいえず、職業活動の内容及び態様に対する規制にとどまるものであることはもとより、その制限の程度が大きいということもできないことに照らすと、本件各規定による規制に必要性和合理性があるとした原審の判断は追認出来るとした。

【社会法】

(22) 最一決令和3年3月1日 裁判所 HP

平成30年(あ)第10号 不正競争防止法違反被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/062/090062_hanrei.pdf

(事案)

被告人A、Bは、コンピューターソフトウェア開発・販売会社Cの代表取締役や従業員であるが、D社が、電子書籍の映像を配信するにあたり、電子書籍の映像の視聴・記録を制限する手段(映像表示・閲覧ソフトである「本件ビューア」以外で映像の視聴ができないよう映像の視聴を制限するプログラムGを組み込むもの)(「本件技術的制限手段」)により、映像の視聴を制限しているのに、不正の利益を得る目的で、顧客らに対し、本件ビューアに組み込まれているGを無効化するプログラムF3をサーバコンピュータから電気通信回線を通じて顧客らのパーソナルコンピュータにそれぞれダウンロードさせて提供し、もって不正競争を行った。

(判旨)

Gの効果は、本件技術的制限手段の効果にあたり、これを無効化するF3は、技術的制限手段の効果을妨げることにより、映像の視聴を可能とする機能を有するプログラムにあたる。よって、F3を提供した被告人らの行為は法2条1項10号の不正競争に当たる。よって、上告を棄却する。

【紹介済み判例】

最三判令和2年2月25日 判例タイムズ1480号109頁

平成30年(行ヒ)第191号 原爆症認定申請却下処分取消等請求事件(破棄自判)

→法務速報227号20番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/256/089256_hanrei.pdf

最三判令和2年2月25日 判例タイムズ1480号109頁

平成30年(行ヒ)第215号 原爆症認定申請却下処分取消等請求事件(破棄自判)

→法務速報227号21番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/255/089255_hanrei.pdf

福岡高判令和2年3月19日 判例時報2468・2469合併号110頁

令和元年(ネ)第649号 損害賠償請求控訴, 同附帯控訴事件(控訴棄却(上告受理申立て))

→法務速報237号4番にて紹介済み

最三判令和2年3月24日 判例時報2467号3頁

平成30年(行ヒ)第422号 所得税更正処分取消等請求事件(破棄差戻)

→法務速報228号12番にて紹介済み

最三決令和2年3月24日 タイムズ1480号144頁

令和元年(許)第11号 文書提出命令等に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報228号8番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/422/089422_hanrei.pdf

最三決令和2年3月24日 タイムズ1480号144頁

令和元年(許)第12号 文書提出命令に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報228号9番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/423/089423_hanrei.pdf

最二判令和2年6月26日 判例タイムズ1480号103頁

令和元年(行ヒ)第252号 国民健康保険税処分取消請求控訴, 同附帯控訴事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

→法務速報231号20番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/533/089533_hanrei.pdf

最二判令和2年6月26日 金法2156号75頁

令和元年(行ヒ)第252号 国民健康保険税処分取消請求控訴, 同附帯控訴事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

→法務速報231号20番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/533/089533_hanrei.pdf

最一判令和2年7月6日 判例タイムズ1480号123頁

平成31年(行ヒ)第97号 公務員に対する懲戒処分取消等請求事件(破棄自判)

→法務速報231号27番にて紹介済み

最一判令和2年7月9日 判例タイムズ1480号138頁・金法2157号56頁

平成30年(受)第1856号 損害賠償請求事件(上告棄却)

→法務速報231号2番にて紹介済み

最一決令和2年8月6日 判例タイムズ1480号134頁

令和元年(許)第16号 財産分与審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報232号1番にて紹介済み

最一決令和2年8月6日 金法2156号70頁

令和元年(許)第16号 財産分与審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報232号1番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/622/089622_hanrei.pdf

最大決令和2年8月26日 判例タイムズ1480号98頁

令和2年(分)第1号 裁判官に対する懲戒申立て事件(戒告)

→法務速報233号24番にて紹介済み

最大判令和2年11月18日 判例タイムズ1480号62頁

令和2年(行ツ)第78号 選挙無効請求事件(上告棄却)

→法務速報235号19番にて紹介済み

2. 令和3年(2021年)3月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

該当法令なし

3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

勝木 萌 木下龍之介 中村啓乃 堀尾雅光 宮崎 晃/著 日本加除出版 305頁 3,960円
ケーススタディ 財産分与の実務 対象財産別調査・評価等の法務と税務のチェックポイント

東京弁護士会法友会/編 新日本法規 206頁 3,300円
死後事務委任契約 実務マニュアル-Q&Aとケース・スタディ-★

麻生興太郎/著 日本法令 552頁 5,500円
遺言等公正証書作成の知識と文例

加藤新太郎 谷口園恵/編著 第一法規 408頁 4,400円
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点 [交通損害賠償編]

4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

武井洋一 浦部明子 三谷革司 伊藤一哉 松田由貴 渡邊和之/編 民事法研究会 662頁 7,260円
書式 会社訴訟の実務(裁判事務手続講座25)

中島光孝/著 日本加除出版 279頁 3,300円
Q&A 労働者視点でめざす同一労働同一賃金 最高裁判決を踏まえた交渉・手続のポイント

神田知宏/著 日本加除出版 279頁 3,300円
インターネット削除請求・発信者情報開示請求の実務と書式

一般社団法人 東京TSネット/編 現代人文社 214頁 3,300円
障害者弁護ビギナーズ★

高山崇彦 尾藤正憲/編 青林書院 458頁 6,160円
民事執行の法律相談(最新青林法律相談37)

神林美樹 斉藤章佳 菅原直美 中原潤一 林 大悟 丸山泰弘/著 日本加除出版 291頁 3,520円
行為依存と刑事弁護-性依存・窃盗症などの弁護活動と治療プログラム

5. 発刊書籍＜解説＞

「死後事務委任契約 実務マニュアル - Q&A とケース・スタディ -」

死後事務委任について、委任内容の具体的な事例を挙げて契約内容、契約の履行に関わる法的な問題及び費用等について解説がされている。当該ケースに沿った条項例が掲載されており実務において有用な本である。

「障害者弁護ビギナーズ」

被疑者等が障害を有していることをいかにして察知するか、また、障害を有している場合に被疑者段階、公判活動において留意すべき事柄が解説されている。障害の具体的な態様や、他業種とどのように連携するべきかといった事柄についても事例紹介とともに解説されている。障害者の刑事弁護を担当するにあたり参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。